

## 令和5年度茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金交付要項

### (趣 旨)

第1条 知事は、県民の救急医療体制の確保と充実を図るため、救急告示医療機関及び救急医療協力医療機関に対し、救急患者の診療に当たって生じた未回収医療費の全部又は一部を、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 救急告示医療機関 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定に基づき救急病院又は救急診療所として必要と認定し、告示した医療機関をいう。
- (2) 救急医療協力医療機関 茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）の規定に基づき救急医療協力病院又は救急医療協力診療所として指定し、告示した医療機関をいう。
- (3) 救命救急センター 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年医発第692号）に基づき整備した救命救急センターをいう。
- (4) 補助事業者 救急告示医療機関、救急医療協力医療機関のうち、茨城県が開設者となっているものを除いたものをいう。
- (5) 救急患者 消防本部の救急車、消防本部からの要請によるドクターカー、ドクターヘリ及び防災ヘリを用いて補助事業者に搬送された患者をいう。
- (6) 未回収医療費 当該救急患者の医療上必要かつ相当と認められる医療費で、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項及び第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定したものであって、各保険制度又はその他の補助金等によっても補てんがなされていないものをいう。
- (7) 初診日 当該救急患者を受け入れて診療を行った最初の日をいう。

### (補助対象未回収医療費)

第3条 この補助金は、次の各号の条件を満たす未回収医療費を補てんの対象とする。

- (1) 初診日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までであること。ただし、特別な事情により、知事が認める場合は、この限りでない。
- (2) 回収に相当な努力をしたにもかかわらず、初診日から1年を経過してもなお回収することができず、かつ将来も回収できる見込みがないこと。
- (3) 金額が13,000円以上であること。

### (1件当たりの補助限度額等)

第4条 この補助金は、当該未回収医療費につき、初診日から起算して7日以内に係る医療費のみを補てんの対象とする。

なお、入院治療を要しなかった救急患者の未回収医療費については、初診時の医療費のみを対象とする。

- 2 この補助金は、未回収医療費1件あたり800,000円を上限とする。ただし、救命救急センターが診療した在日外国人に係る未回収医療費については、1件あたり200,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(様式第1号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付条件)

第8条 この補助金の交付には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の額の確定後も当該補助金により補てんの対象となった未回収医療費(以下「補助対象未回収医療費」という。)の回収について努力を継続しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付後に、補助対象未回収医療費の一部又は全部を回収した場合、次に定める額を速やかに知事に返還しなければならない。
  - ア 回収した額(以下「回収額」という。)が当該補助対象未回収医療費に対して交付された補助金の額(以下「補助額」という。)と同額又は補助額を超える場合 補助額
  - イ 回収額が補助額に満たない場合 補助額のうち回収額に相当する額
- (3) 知事は、前号に定める場合のほか、補助金の交付後に当該補助金が交付の目的に反して使用されたこと又は補助対象に該当しないのに交付されたことが判明した場合には、補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。
- (4) 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を、当該年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(返還の申出)

第9条 前条第2号に該当するときは、返還申出書(様式第3号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(立入調査等)

第10条 知事は、この補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該職員にその医療機関に立ち入り、関係書類を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

付 則

この要項は、令和5年7月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。